

様式第7号（第5条関係）その1

令和元年7月29日

美郷町議会議長 西嶋二郎様

美郷町議会議員 山本幹雄



政務活動研究報告について

美郷町議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第5条の規定に基づき、別紙のとおり関係書類を添えて報告いたします。

記

【提出書類等】

1. 政務活動研究報告書（様式第7号その2） 1部
2. 領収書等証票類 1式
3. 観察等復命書（観察・研修会・会議等に政務活動費を要した場合）  
1式

様式第7号（第5条関係）その2

令和元年7月29日

政務活動研究報告書

美郷町議会議員

山本幹雄



支出内訳

科 目	金 額	備 考
調査旅費 及び研修費	53,940 円	宿泊旅費、受講料
資料作成 及び購入費		
広報費		
事務費		
要請・陳情 活動費		
その他の 経費		

令和元年 7月 29日

美郷町議会議長 西嶋二郎様

美郷町議会議員 山本幹雄



このたび、下記のとおり研修に参加しましたので報告します。

記

1、日時 令和元年 7月 7日から 7月 9日

2、場所 京都市南区東九条下殿田町 70  
京都府民総合交流プラザ 京都テルサ

3、目的 「政務活動費適正支出のチェックポイント」研修会参加

4、関係書類 別添のとおり

## 政務活動研修報告書

研修日 令和元年 7月 8日 10:00～17:00

研修場所 京都市南区東九条下殿田町 70

京都府民総合交流プラザ 京都テルサ

研修者 山本幹雄（他全国から事務局員等 10名）

講師 地方議会総合研究所代表 廣瀬和彦

演題 「政務活動費適正支出のチェックポイント」

### 研修講義内容

#### 1. 政務活動費制定までの経緯

- (1) 平成 12 年度における政務調査費法制化以前までの経緯
- (2) 平成 12 年度改正による政務調査費の制度化

#### 2. 国会における同趣旨の法令

#### 3. 政務活動費

#### 4. 政務活動費の交付対象

- ① 交付対象の類型
- ② 条例で交付対象を選択制とすることに対する考え方
- ③ 1人会派の是非

#### 5. 政務活動とその他の議員活動が併存した場合の按分比率

#### 6. 政務活動費による活動の性格

#### 7. 慶弔及び後援会・政党活動

- ① 慶弔費
- ② 後援会及び政党活動費に係る経費

#### 8. 費用弁償対象活動への政務活動費の補填

#### 9. 領収書等証拠書類との関係

#### 10. 使途基準マニュアル等の裁判における有効性について

#### 11. 政務活動費の条例の提案権者

#### 12. 各費目における解釈と裁判例

##### (1) 調査研究費

- ① 観察における留意点
- ② 海外観察の是非
- ③ 旅費・日当の定額支給の是非
- ④ 観察キャンセル代
- ⑤ お土産代
- ⑥ 自動車経費

##### (2) 研修費

- ①会費・参加費

②研修会開催のための経費

- (3) 広報費
- (4) 広聴費
- (5) 要請・陳情活動費
- (6) 会議費
- (7) 資料作成費
- (8) 資料購入費
- (9) 人件費
- (10) 事務所費

- 13. 政務活動費から生じる利子の取り扱い
- 14. 会派所属議員に対する政務活動費の一括支給の適否
- 15. 政務活動費支出に係る会計年度の考え方
- 16. 政務活動費の課税
- 17. 長及び議長の政務活動費支出に対する調査権
- 18. 解散した会派の被告適格
- 19. 政務活動費透明性確保の手法

研修成果

本年4月から政務活動費の交付が開始されることになったことを受け、正しい使途方法について理解し、今後の政策提言能力を高めるための政務活動費にしようとこの研修を受講した。

講師は元全国市議会議長会法制参事で、明治大学政経学部の講師も勤める、地方議会総合研究所代表の廣瀬和彦氏であった。廣瀬氏は「政務活動費ハンドブック」などの著書もあり、政務活動費に精通していた。

講義内容は、政務活動費の歴史から始まったが、すべての項目について、一つひとつ裁判例を出して説明されるなど理解しやすいもので参考になった。

法は議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することができ、交付を受けた政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出、その使途の透明性に努めなければならないと強調された。

このことは同感であり、活動費導入時に議論もしていたところである。

政務活動費の不正受給がたびたび報道されていることから、まず正しい使途方法について勉強しておくべきと考え、このセミナーを受講した。

年間12万円の活動費は年2回のセミナー受講で使い切り、その他の活動に使える額は残らないものである。

執行部には多くの情報が様々な方法によって入っているが、議員にはネットを使ってみても生きた情報は入りにくい現状にある。

住民に代わって行政執行をチェックするのが議会の仕事であるが、自ら研修を重ねチェック機能のスキルアップしなければ、住民の期待には応えられないと思う。

政務活動費の後払い方式と領収書の公開を導入しているが、このことは研修の中でも強調されていて、正しい決定であったと思う。

今回の研修で、活動費の使い方はしっかりとできたので、町民のための政策提言ができるようなセミナーを受講したいと考えている。

# 領収証

No. -----

山本幹雄 様

2019年7月8日

金額

¥25,000

内  
消費税等

現金

但 7月8日セミナー受講料として  
上記正に領収いたしました

〒112-0011

収入印紙

東京都文京区千石2-34-6

株式会社 地方議会総合研究所



2019/07/07

# 領 収 証

領収証名 山本幹雄 様

領収金額 ¥16,600-  
(内消費税 )

但し、ご宿泊代金として上記金額を  
現金で領収しました。

APA HOTELS & RESORTS  
アパホテル<京都駅堀川通>

〒600-8236  
京都府京都市下京区油小路通塩小路  
西油小路町1番地  
TEL:(075)341-6111  
FAX:(075)341-6112

担当者



収入印紙

190707000952894

(着) 阪神早特急きっぷ(かえり)  
2019-6-16(乗車券・指定席特急券・幹脂特急券) 266  
大阪市内 → 出雲市  
7月9日・岡山(16:04)→出雲市(19:20)  
やくも19号 3号車 8番A席   
●指定列車変更不可 ●指定別車以外は通常料金必要 ●払戻は  
外車出発前まで  
-7月-7日から-7月-9日まで有効  
¥12340

2019-6-16出雲市銀F1 (4) 50446-06 C50